

第1章 中国の経済成長と貿易構造の変化

第1節 質の高い成長を目指す中国

中国は、改革開放以来、外国資本の導入に加えて、農村部からの出稼ぎ労働者という安価かつ豊富な労働力を生かして、製造業を中心とした労働集約型産業において比較優位を獲得し、「世界の工場」として大きな成長を遂げてきた。しかし、2000年代半ば頃から特に沿岸部で労働力不足が叫ばれるようになり、前後して賃金上昇が顕著に現れ、労働投入や資本に依存した成長を継続することは次第に難しくなった。その後、10年代に入ると、一人っ子政策、教育費や住宅費の上昇等を背景に、少子化が進み生産年齢人口が減少に転じた。また、総人口も当面は緩やかに増加を続けるが、そう遠くない時期に減少に転じると見込まれている。こうした労働投入量の減少に伴い、賃金も継続して上昇しており、安価かつ豊富な労働力を背景にした従来型の労働集約的な産業は相対的に競争力が弱くなっている。その結果、中国進出企業において、より低賃金で労働者を雇用できるベトナム、カンボジア等東南アジア諸国に工場を移転する動きが出てくるようになった（いわゆる「チャイナ・プラスワン」）。

こうして、中国において、これまでの成長パターンからの転換の必要性が高まる中で、労働生産性の向上、産業構造の高度化や技術革新への努力を怠れば、経済成長が鈍化する懸念が従来から指摘されている（いわゆる「中所得国の罠」）。こうした中で、中国政府は、ここ10年来、生産性の向上やイノベーションを積極的に進める姿勢を示しており、21年3月に策定された「第十四次五か年計画及び2035年までの長期目標綱要」（十四次五か年計画）では、「質の高い発展」（高質量発展）という言葉でこれを表現し、35年までに一人当たりGDPを中等先進国水準まで引き上げるという中長期目標を設定した¹。

以上のような昨今の中国における経済成長パターンの変化に関する動きと関連する政策の動向は、賃金のより安いASEAN諸国への生産拠点の移転や貿易構造の変化等を通じて、アジア諸国等を中心とした世界経済に影響を及ぼすものと推測される。そこで、まず、本節では、「質の高い発展」に向けて中国経済が直面する、人口、賃金、労働生産性、産業構造の高度化等の課題について整理するとともに、中国政府がどのように対応しようとしているのかについて整理、分析する。

¹ 劉世錦氏（全国政治協商会議委員、中国発展研究基金会副理事長）は、一人当たり所得を20年から15年間で2万米ドルに到達させることを念頭に、計画の中長期目標を達成するためには、少なくとも年平均4.7%以上のGDP成長率が必要になると発言している（21年3月14日付け中国中央人民政府エコノミストによる十四次五か年計画の解説資料を参照）。

1. 「質の高い発展」とは何か

そもそも「質の高い発展」という用語は、17年10月18日の中国共産党第19回全国代表大会の場で、習近平総書記の報告の中で用いられたのが始まりとされている。本報告では、「高速成長段階から質の高い発展段階」への転換が目標に掲げられ、具体的には、「供給側の構造改革を主軸に据えて、全要素生産性を高めながら、実体経済、科学技術イノベーション、現代金融、人的資源の共同発展を通じた産業体系の建設を加速していく」ものとされている。このような方針を受けて、21年3月に策定された十四次五か年計画では、「質の高い発展」が5年間の計画期間中の政策の方向性として初めて掲げられた（第1-1-1表）。本計画は、これまでのような計画期間中の経済成長率目標は設定されず、各年の状況をみて設定していくこととしており、成長「率」よりも成長の「質」を重視する姿勢がうかがえる。また、前計画に引き続き、イノベーションにより成長をけん引することを第一編に掲げ、続く第二編で産業構造の高度化を位置付けていることから、経済の発展方式の転換を更に進めようとする政府の姿勢がみえる。なお、十四次五か年計画では、「デジタル経済の中核的な産業付加価値対GDP比」を20年の7.8%から25年に10%に引き上げる数値目標を初めて掲げており、全要素生産性の向上への取組として重要なイノベーションの中でも、特にデジタル分野での技術進歩を産業横断的に進めていくことを重視していることがうかがえる。このように、労働投入が限界を迎え、資本投入による経済成長への寄与が以前ほど期待できなくなることが予想される中で、「質の高い発展」の実現に当たっては、労働生産性と全要素生産性の上昇を軸とした経済成長が重視されていると解されている²。

ただし、それ以前の五か年計画でも、「質の高い発展」に通じる施策は既に取り入れられていることを意識する必要がある³。まず、製造業の高度化による粗放型成長（生産要素投入量の増加による経済成長）からの転換やサービス産業の発展の加速、科学技術の強化は、十二次五か年計画でも取り入れられていた視点である。また、十三次五か年計画以降は、イノベーションの推進が編立ての最上位に位置付けられるとともに、数

² 劉世錦氏は、十四次五か年計画の35年までの中長期目標について、「長期的に言えば、最重要なのは、労働生産性と全要素生産性だ。全要素生産性の上昇とはいわゆる経済成長の質だ。もし経済成長の質が重視されれば、労働生産性と全要素生産性が上昇し、この基礎の上に、人民元高が合理的に進めば、一人当たり所得水準はおそらく中等先進国水準に近づく又は到達するだろう。」とコメントしている（21年3月14日付け中国中央人民政府エコノミストによる「十四次五か年計画」の解説資料を参照）。

³ 五か年計画のほかにも、15年に製造業の高度化を目指す10年間の行動計画「中国製造2025」が発表されている。これは、第一段階として、25年までに労働集約型の「製造大国」から世界の「製造強国」の仲間入りを果たするというものである。「製造強国」の明確な定義はないが、先進国と比較した際の中国の弱みとしてイノベーション能力、資源効率、産業構造の均衡性、情報化レベル、品質や効率性等が挙げられており、付加価値の高い製品を製造できるようになった状態を指すと考えられる。

値目標の観点からは、全要素生産性や人的資源の向上に密接に関わる労働生産性や平均教育年数に関する目標は前計画から設定されている。このようにみると、「質の高い発展」を目指すために必要な取組や目標（科学技術イノベーション、産業構造の高度化、生産性向上等）は、10年程前から政策としての優先度が上がり始め、小康社会⁴の全面的な完成後の十四次五か年計画において最優先課題に位置付けられることになったと考えられよう。21年11月に劉鶴國務院副総理は「質の高い発展を必ず実現しなければならない」と題した論文を発表していることから、政府が「質の高い発展」を重視していることが看取できる⁵。

⁴ 「ややゆとりのある生活ができる社会」のことを指す。

⁵ 本論文では、「質の高い発展」の内容の第一番目に、「人民を中心とした発展」として、質の高い発展の推進を通じた共同富裕の促進、全社会の人的資本の質及び専門技能を高めることによる中所得層の拡大の必要が論じているほか、「マクロ経済の安定性の強化」、「企業の競争力強化」、「イノベーション駆動型での発展」等の重要性を指摘している。

第1-1-1表 五か年計画の主な数値目標等の変遷

	第十二次五か年計画 (2011～2015年)	第十三次五か年計画 (2016～2020年)	第十四次五か年計画 (2021～2025年)
計画期間中の方向性	2020年までの小康社会の全面的建設	小康社会の全面的完成	質の高い発展の推進 (2035年までに共同富裕の顕著な実質的進展を達成)
編立	<ul style="list-style-type: none"> ・社会主義新農村建設 ・産業のコア競争力の向上 (製造業の高度化、戦略的新興産業の育成・発展等) ・サービス産業の大発展の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーションがけん引する発展戦略 ・新体制の構築と発展(財産権制度の現代化、財政・税制改革等) ・農業現代化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーションがけん引する発展を堅持 ・現代産業体系の発展の加速 (製造強国、サービス産業の発展促進等) ・強大な国内市場の形成(国内国際の双循環の促進等)
主要数値目標	経済発展	経済発展	経済発展
	<u>GDP規模(成長率)</u>	<u>GDP成長率</u>	<u>GDP成長率</u>
	—	一人当たり労働生産性	一人当たり労働生産性
	都市化率	常住人口都市化率 戸籍人口都市化率	常住人口都市化率
	サービス産業対GDP比	サービス産業対GDP比	—
	科学技術教育	イノベーションによるけん引	イノベーションによるけん引
	<u>研究開発費の対GDP比</u>	<u>研究開発費の対GDP比</u>	<u>研究開発費の伸び率</u>
	<u>人口1万人当たり発明、特許保有件数</u>	<u>人口1万人当たり発明、特許保有件数</u>	<u>人口1万人当たり高付加価値発明、特許保有件数</u>
	九年制義務教育の卒業生数対入学者数比 高等学校教育の粗入学率	経済成長に対する科学技術進歩貢献率	デジタル経済の中核的な産業付加価値対GDP比
	—	インターネット普及率	—
	人民生活	民生福祉	民生福祉
	<u>都市部住民一人当たり可処分所得額(伸び率)</u> <u>農村部住民一人当たり純所得額(伸び率)</u>	<u>住民一人当たり可処分所得伸び率</u>	<u>住民一人当たり可処分所得伸び率</u>
	都市部登録失業率	都市部新規就業者数	都市部調査失業率
	都市部新規就業者数	生産年齢人口平均教育年数	生産年齢人口平均教育年数
	都市部保障性住宅事業建設数	農村貧困人口の脱貧困	人口千人当たり医師数
都市部基本養老保険加入者数	基本養老保険の加入率	基本養老保険の加入率	
全国総人口	都市部バラック地区の住宅改築数	人口千人当たり3歳以下の乳幼児の託児施設数	
平均寿命	平均寿命	平均寿命	

- (備考) 1. 国務院資料より作成。
2. 編立で欄には、数字の若い順に3つの編名を列挙している。
3. 十四次五か年計画の数値目標と同様の目標に下線を引いている。
4. デジタル経済の中核的な産業とは、コンピューター等のデジタル産品製造業、卸小売・補修等のデジタル産品サービス業、ソフトウェア開発等のデジタル技術応用業、プラットフォーム産業等のデジタル要素駆動業、デジタル農業等のデジタル化による効率上昇業をいう。

2. 人口動向と人口減少を見据えた動き

(1) 人口動向と少子高齢化

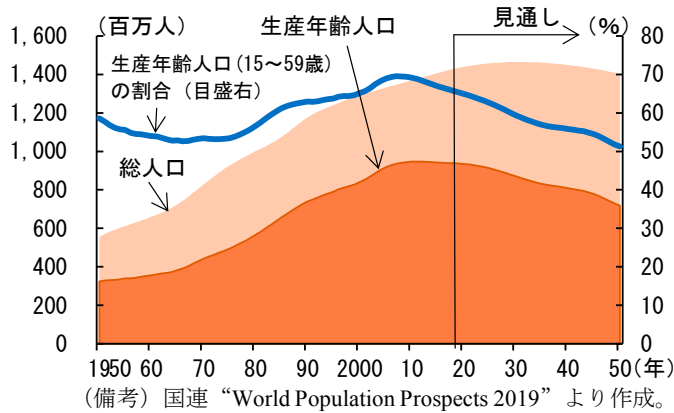
ここでは、中国の人口構造を明らかにすることにより、中国では労働供給の増加に依存した成長からの転換が求められていることを明らかにする。まず、中国の総人口をみると、国連の推計によれば、20年時点で約14.4億人であり、30年代前半から減少局面に入ると予測されている（第1-1-2図）。また、21年5月に中国国家统计局が公表した第7回人口センサスによると、総人口は約14.1億人であり、前回調査（10年）よりも7,205万人増（年平均0.53%増）となったものの、人口の増加率は2000年から10年までの10年間と比較して0.04%ポイント低下している。このため、中国は人口のゼロ成長又はマイナス成長時代が近づきつつあり、26年から30年頃までに人口減少の転換点を迎えるのではないかと指摘されている⁶。生産年齢人口については、11年の9.47億人をピークに12年から既に減少局面に入っており、また、生産年齢人口比率は17年から低下している⁷。中国政府によれば、今後、生産年齢人口は21～25年の5年間で約3,500万人減少すると予測されている⁸。

⁶ 21年5月12日付け中国国家统计局掲載資料の中国人民大学人口・発展研究センター翟振武教授「第七回人口センサス公報解説」を参照。

⁷ 中国の人口ボーナスについて蔡（2019）は、生産年齢人口の総数や従属人口比率の水準といった人口論の立場ではなく、経済成長論の文脈で理解するのが適当であるとしており、また、中国の潜在成長率が95～10年の10.3%から11～15年には7.6%、16～20年には6.2%に低下することを根拠に、中国の人口ボーナスは10年に消失したと指摘している。

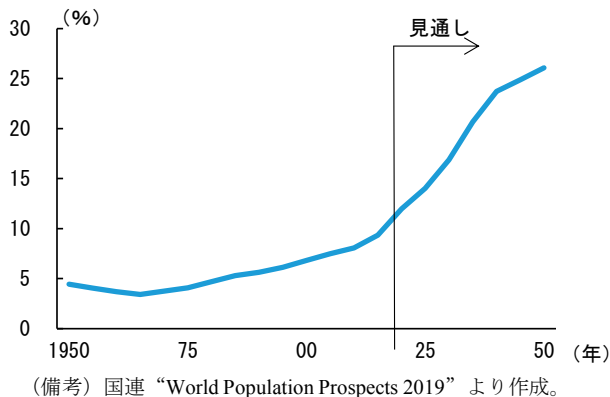
⁸ 国务院就業及び社会保障関連状況の紹介についての記者発表会（21年2月26日）での游鈞人的資源・社会保障部副部長の発言を参照。

第1-1-2図 総人口及び生産年齢人口



こうした変化に伴い、高齢化も急速に進んでいる。19年時点の国連の推計では、65歳以上の高齢者の割合は20年に12.0%に達し⁹、25年には65歳以上人口が人口の14%以上を占める高齢社会に到達することが予想されている（第1-1-3図）。このため、高齢化対策をこれまで以上に充実強化することが求められている。

第1-1-3図 高齢化率（65歳以上人口比率）

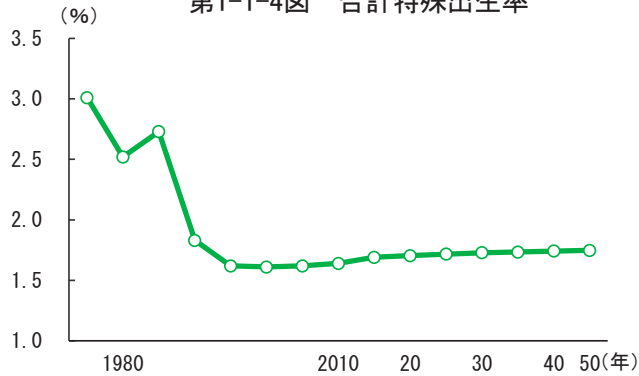


出生率は、一人っ子政策が緩和され始めた2000年代以降やや上昇傾向にあるが、大きく改善するには至っていない（第1-1-4図）¹⁰。高齢化が進み、今後も出生人口数の低下は避けられない状況にあるものの、どのように少子化対策を進め、出生率を上昇させていくかが課題となっている。

⁹ なお、第7回人口センサスでは、65歳以上人口の割合は13.5%となっている。

¹⁰ 第7回人口センサスでは、20年の合計特殊出生率は1.3となった。

第1-1-4図 合計特殊出生率



(備考) 1. 国連より作成。

2. 20年より前は推計値、20年からは中位推計値を使用。

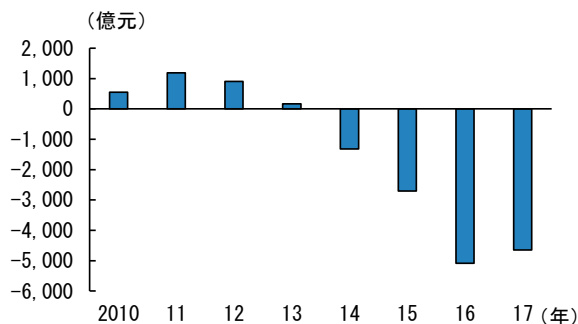
こうした少子高齢化が急速に進むことにより顕在化している課題の中で最も重要なものが、持続可能な社会保障制度の構築である¹¹。この点、日本の年金保険に相当する都市職工基本養老保険基金¹²についてみると、14年から保険料収入では給付を賄えない状況であり、政府による補てんや運用収益により収支のバランスをとっている（第1-1-5図）。中国社会科学院の19年の試算では、35年に都市企業職工基本養老保険基金の積立金が枯渇すると指摘している¹³。今後、生産年齢人口が減少し高齢者が益々増加していく中で、都市部での就業者数の増加や定年延長を含めた対応策について政府による検討が進められている（後述）。

¹¹ なお、介護保険制度については、現在49の地域で試験的に導入されているが、全国的な制度創設は実現していない。20年9月10日付けの中国国家医療保障局及び財政部の「長期介護保険制度の試行拡大に関する指導意見」では、十四次五か年計画期間中に長期介護保険制度の枠組みを基本的に形成する目標を定めている。

¹² 中国の公的年金は「都市企業職工基本養老保険」（公務員を含む被用者、自営業者を対象）と「都市・農村住民基本養老保険」（農村住民、非就労者を対象）に分かれており、前者は強制加入、後者は任意加入になっている。また、基金収入の規模は約9倍の差があるため、ここでは「都市企業職工基本養老保険」を取り上げる。

¹³ 中国社会科学院が19年4月に作成した『中国養老金精算報告2019-2050』の報告書による。このほか、本報告書では、都市企業職工基本養老保険について、19年時点ではおおよそ2人の被保険者が1人の退職者を支える状態にあり、50年時点ではおおよそ1人の被保険者が1人の退職者を支える状態になると指摘している。

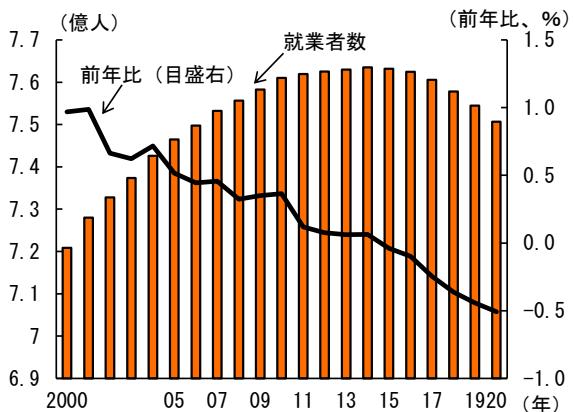
第1-1-5図 都市企業職工基本養老保険基金の保険料収入と支出の差



(備考) 1. 中国人的資源・社会保障部より作成。
2. 18年以降の保険料収入は未公表。

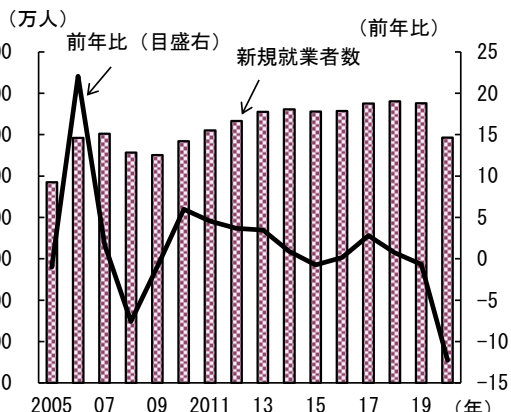
そこで、就業者数全体をみると、15年以降減少に転じ、その後も低下傾向にある（第1-1-6図）。内訳をみると、都市部の就業者数が増加する一方で、農村部の就業者数は減少している。さらに都市部の新規就業者数の動向をみると、感染症の影響がみられた20年を除くと、13年以降毎年1,300万人台で安定的に推移している（第1-1-7図）。都市部新規就業者数を引き続き安定的に推移させる方向性は、21年8月に策定された国務院の十四次五か年就業促進計画に盛り込まれており、5年間で合計5,500万人以上の新規就業を実現する目標が掲げられている。

第1-1-6図 就業者数



(備考) 中国国家統計局より作成。

第1-1-7図 都市部新規就業者数

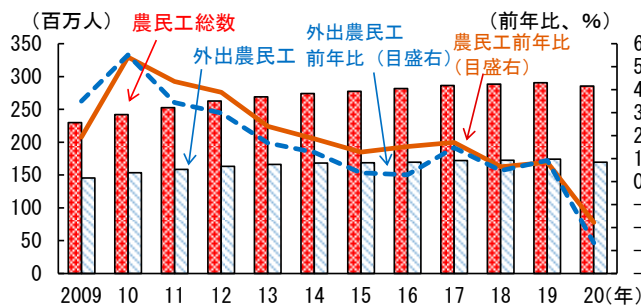


(備考) 中国人的資源・社会保障部より作成。

安価で豊富な労働力の源泉となっていた農村部からの出稼ぎ労働者数（農民工数）に

については、10年代に入ると伸びが頭打ちとなって低下傾向となっている（第1-1-8図）。20年を除けば依然として増加傾向にあるものの、前年比の伸びは感染症拡大前の19年に1%を下回るまで低下している。農村人口は90年代半ばから減少傾向にある中で、労働力の主な供給源と考えられる20～40歳代の人口比率が低下していることを踏まえると¹⁴、今後も低下傾向は継続していくと思われる。このことから、中国の経済成長を長年支えてきたとされる農村部からの出稼ぎ労働者の増加に頼った産業発展パターンの転換が迫られていることが示唆されよう。

第1-1-8図 出稼ぎ労働者数



(備考) 1. 中国人的資源・社会保障部より作成。
2. 外出農民工とは、戸籍地(地元)を6か月以上離れて農業以外に就業する者をいう。

農村から都市への人口流入に関連して、都市化率¹⁵をみると、順調に上昇を続けている¹⁶（第1-1-9図）。政府も農村人口の市民化（農業従事者の都市部への移住）の加速を継続的に重点課題として位置付けており、十四次五か年計画では、戸籍制度改革の深化¹⁷、都市部移住者に対する住宅保障やその子女への義務教育等の公共サービスの充実に取り組む方針を示している。また、十四次五か年就業促進計画では、農村からの出稼ぎ労働者の送り出し地域と受入れ地域とのマッチング精度を高めるための調整システムの健全化¹⁸や新世代農民工¹⁹の職業技能の向上等に取り組むこととしている。後述する「共同富裕」においても、農村部からの出稼ぎ労働者は中所得層の重要な供給源とされ

¹⁴ 中国統計年鑑によると、20～40歳代の農村人口に占める割合は15年の48.67%から20年は35.45%に低下している。

¹⁵ 都市化率とは、都市人口を総人口で割って算出されたもの。「都市人口」とは、都市部に居住している全ての常住人口（当該地に6か月以上居住している者）を指し、「農村人口」は都市人口以外の人口を指す。

¹⁶ 十四次五か年計画において、25年までに65%に上昇させる数値目標を設定（20年は63.89%）。

¹⁷ 例えば、常住人口500万人以上の超大都市を除いて常住地戸籍登記制度を試行することや、当該地域外と当該地域内を区別せずに、農業から都市部への転業者に対する戸籍措置を同じ基準で取り扱うことを指す。

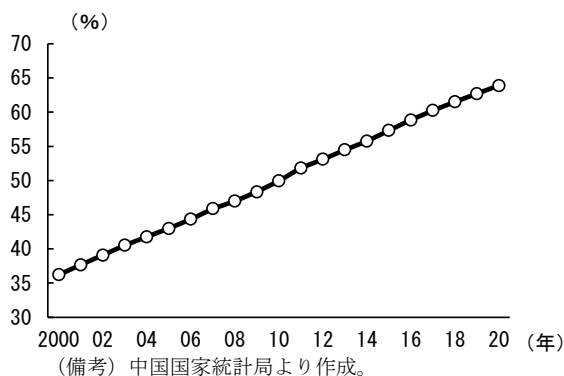
¹⁸ 具体的には、労働者の送り出し地域の技能の特徴やユーザーのロコミによる労務ブランドを確立することにより、就業促進効果を狙うものである。例えば、河南林州の建設労働者等建設、家事サービス、飲食等主に労働集約型産業を対象としている。（21年11月9日付け人的資源社会保障部責任者へのインタビュー記事参照）

¹⁹ 新世代農民工とは、1980年代以降生まれで、農村戸籍だが農村を離れて農業以外の労働に従事する者をいう。

ており、安心して都市部に流入できる環境整備と就業の安定が重要視されている。

このように、中国では、総人口は増加しているものの、生産年齢人口及び就業人口の減少という労働供給面での課題に直面しており、少子高齢化、将来的な人口減少への対処の必要に迫られているといえる。

第1-1-9図 都市化率



(2) 少子高齢化対策の動向と課題

先にみたとおり、中国では、総人口は当面は緩やかな増加が維持されるものの、急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口及び就業者数は減少傾向にある。そこでここでは、特に中国政府の少子高齢化対策について概観する。

(高齢化対策)

高齢化の急速な進展に対処するため、19年11月、共産党中央及び国務院は「国家が人口の高齢化に積極的に対応するための中長期計画」（高齢化対応中長期計画）を策定し、国家戦略として人口減少や高齢化対策に取り組んでいく方針を打ち出した（第1-1-10表）。本計画は、高齢化問題への戦略目標として、社会全体の財産の蓄積²⁰、労働供給の質の上昇、商品及びサービスの質の向上、科学技術による支援の強化、高齢者にやさしい社会環境の整備の5つを柱に設定している。中長期的なスパンをもった高齢化対策

²⁰ ここでいう社会全体の財産の蓄積とは、政府、企業、住民の間の分配構造の最適化により養老のための財産蓄積を安定的に増加させ、さらに公平で持続可能な社会保障制度をつくり、住民の福祉水準の持続的な増進を進めていくことを指す。

のための計画は、中国では初めてであり²¹、22年までの高齢化に関する制度枠組みの初歩的な構築、35年までの制度配置の科学的有効性の強化、今世紀半ばまでの制度配置の成熟と完成を目指している。高齢化への適切な対応は、「質の高い発展」を実現するための必要条件であり、人的資源の蓄積の加速、全要素生産性の引上げ加速、イノベーション型国家の建設加速により、高齢化の負の影響に対抗することが重要であると捉えられている²²。

第1-1-10表 「国家が人口の高齢化に積極的に対応するための中長期計画」の概要

<p>1. <u>人口高齢化に対応するため、社会の財産を蓄積する。</u>国民収入分配体系を整備し、政府、企業、住民の間の分配構造の最適化を通じて、高齢者支援のための財産を安定的に増加させ、更に公平で持続可能な社会保障制度の健全化を図り、国民全体の福祉水準を向上させる。</p> <p>2. <u>人口高齢化の背後にある労働力供給を改善する。</u>出生人口の質及び新規労働力の質の向上、高齢者の生涯学習体系の構築を通じて、中国の人的資源全体の質を向上させる。人的資源の開発、利用を推進し、更に質が高くかつ十分な量の雇用を実現し、高齢化に積極的に対応できる量的に十分な、質の高い人的資源を確保する。</p> <p>3. <u>質の高い高齢者サービスと商品供給体系を打ち立てる。</u>健康中国の建設を積極的に進め、健康教育、予防保健、疾病の診察治療、リハビリケア、長期介護、ホスピスケア、連続的高齢者健康サービス体系を構築、整備する。また、在宅を基礎にして、コミュニティを拠り所にし、機関を十分に発展させ、医療とケアをうまく結合させた多階層の高齢者サービス体系を構築し、さまざまなルート、分野で高齢者に合わせた商品、サービスの供給を拡大させ、商品やサービスの質を向上する。</p> <p>4. <u>人口の高齢化に対応するため科学技術・イノベーション能力を強化する。</u>革新駆動型発展戦略を深化し、技術イノベーションを高齢化に積極的に対応するための第一の原動力及び戦略の下支えとし、国民経済産業体系のスマート化水準を全面的に向上する。また、高齢者サービスの科学術化、情報化水準を向上し、高齢者の健康の科学術によるサポートの程度及び高齢者支援技術の研究開発、応用を強化するとしている。</p> <p>5. <u>高齢者への支援、孝行、敬意を示す社会環境を構築する。</u>高齢化に対応した法治環境を強化し、高齢者の合法的な権利利益を保障する。家庭によるサポート体系を構築し、高齢者にやさしい社会を建設し、高齢者、家庭、社会、政府が共に参画する良好な雰囲気を形成する。</p>
--

(備考) 中国中央人民政府、國務院資料より作成。

その後の十四次五か年計画では、一章（第四十五章）を割いて高齢化対応中長期計画の内容が盛り込まれており、高齢化への対応を国家戦略として取り組む方針が読み取れる。また、定年延長についても検討課題とされている。具体的には、十四次五か年計画

²¹ 19年11月23日の人民網によれば、中国国家発展改革委員会社会発展局の人口計画専門家の陸傑華氏は「過去の関連計画は、5年が期限だったが、今回の計画は、高齢化対応の視野を十数年先に置いている。このような計画は今回が初めてだ。2000年に中国は高齢型社会に入った。しかし、高齢化の影響というのは、5年、10年で現れるものではない。そのため、長期的な視野を持った取組が必要だ」としている。

²² 中華人民共和国中央人民政府掲載資料「『国家が人口の高齢化に積極的に対応するための中長期計画』は高齢化への対応を国家戦略に格上げした」（19年11月23日付け）の国家発展改革委員会責任者の発言を参照。

において、「平均寿命の高まり、高齢化の加速、教育年数の上昇、労働力構造の変化等の要素を総合考慮し、小幅な調整、柔軟な実施、区分ごとに分けた推進、統一した計画と各方面への配慮の原則に従って、法定定年年齢を徐々に引き上げ」ていくこととされ、現在、人的資源・社会保障部²³において慎重に検討が進められている²⁴。

（少子化対策）

中国の人口減少対策は、高齢化への対応だけでなく、少子化対策の観点からも対応が進められている（第1-1-11図）。人口政策を簡単に振り返ると、急激な人口増加と食糧不足を懸念して、79年に一人っ子政策が上海市等で開始され、その後、憲法でも計画出産の義務が規定された。しかし、人口抑制には成功したものの、労働供給の伸びの低下や高齢化の加速化を背景に人口政策が調整され、02年に「人口及び計画出産法」が施行され、一定の条件の下で二人目の子どもを産むことが許容されてからは、漸進的にその範囲が拡大された。15年には一組の夫婦が二人の子どもを持つこと（二人っ子政策（両孩政策））が全面的に解禁されるに至った。そして、21年8月の法改正により、夫婦一組につき三人の子どもを産むことができることとなった（三人っ子政策（三孩政策））。当該改正では、託児機関の増設や託児サービスの向上、育休制度の創設奨励、社会扶養費の廃止等も盛り込まれており、単に三人目を産むことを提唱するだけでなく、政府として子育てしやすい環境に取り組むことも規定している。十四次五か年計画でも、初めて人口千人当たりの3歳以下の乳幼児の託児施設数を目標設定し、20年の1.8か所から25年までに4.5か所に増加させることを目指すこととしたほか、21年9月に国務院は「中国女性発展綱要（2021～2030年）」を発表し、3歳未満の乳幼児のケアサービス費用を個人所得税の特別控除の対象とするほか、住宅等の支援政策を推進して、家庭の出産・養育・教育負担の軽減を検討することなどの方針を示している。

²³ 日本の厚生労働省に相当。

²⁴ 人的資源・社会保障部の游钧副部长は21年2月26日の就業及び社会保障に関する記者発表会で、「現行法の法定退職年齢は、男性従業員60歳、女性幹部55歳、女性労働者は50歳」であるが、「全体的に低すぎる」とし、この問題は「従業員の切実な利益に及ぶため、現在対応策を研究中であるが、今後、広く各方面の意見を聴取し、また、社会各界の意見提案を吸収して社会の共通認識を形成し、最大公約数を求める」とコメントしている。なお、中国社会保障学会会長（中国人民大学教授）の鄭功成氏は「法定退職年齢の延長は（将来的な）年金の不足に対応するためというのは誤解であり、平均寿命の大幅な延伸、教育年数の継続的な伸び、高齢化の加速、労働需給の深刻な変化、生産方式の技術進歩による変化、社会の公正性の追求等も重要な要因だ」としている（21年3月10日付け中国人民大学新聞）。

第1-1-11表 中国の人口政策の変遷

<一人っ子政策> (一孩政策、独生子女政策)

○1979年に上海市等で一人っ子政策がスタート。1982年憲法で、夫婦に計画出産を実施する義務が規定された。

<二人っ子政策の推進> (二孩政策)

(例外規定の創設)

○2002年9月に「人口及び計画出産法」が施行。一人っ子政策の原則は維持しつつ、地方の規定に基づき二人目の子どもを産むことが可能になる。

(一部解禁)

○2013年11月の共産党中央の決定を受けて地方政府で「人口及び計画出産条例」の改正が進められ、両親どちらかが一人っ子の夫婦は二人の子どもを産むことが可能になる(単独二孩)。

(全面的な解禁)

○「人口及び計画出産法」2015年12月改正により、夫婦一組につき二人の子どもを産むことが可能になる。

・「国家は、夫婦一組につき二人の子どもを生むことを提唱する」と規定された。

<三人っ子政策の登場> (三孩政策)

○「人口及び計画出産法」2021年8月改正の概要

・国家は、総合的な措置をとり、人口数を制御して人口の素質を引き上げ、適切な出生水準の実現、人口構造の最適化、人口の長期的な均衡発展の促進を推進する。

・国家は、適齢での結婚出産、素質の良い子を産み、良い教育をすることを提唱する。夫婦一組につき三人の子どもを産むことができる。

・国家が社会における託児機関設立を奨励し、幼稚園及び機関、企業、社区が託児サービスを提供することを奨励する。

・国家は、条件の整った地方が両親の育児休業制度を創設することを支持する。

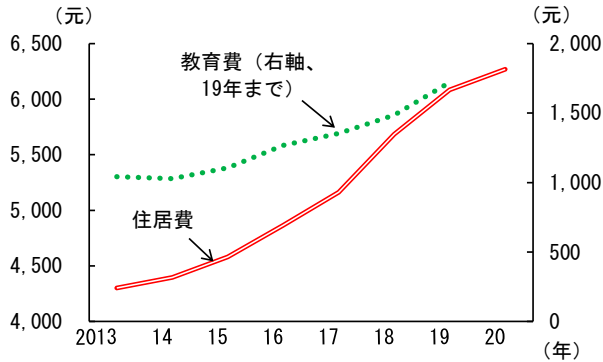
・社会養育費(法定条件不適合な出産をした者から徴収される費用)の徴収規定を削除する。

(備考) 中国中央人民政府資料、全国人民代表大会資料より作成。

しかしながら、出生率は先にみたように、現在までのところ大きく改善しているとは言い難い。第二子や第三子を産ま(め)ない原因として、特に都市部においては、住居費や教育費が高いといった「経済的負担」、乳幼児を受け入れる託児施設や保育サービスが不十分なことによる「子女の世話」や「女性のキャリアアップに対する懸念」等の点が指摘されている²⁵。この点、都市部住民一人当たり消費支出の住居費、教育費はともに上昇を続けており、13年と比べて、住居費は約1.5倍、教育費は約1.7倍となっている(第1-1-12図)。また、前年比の推移をみても、教育費は15年以降、住居費は16年以降、全体の消費支出の増減率を上回って推移している(第1-1-13図)。

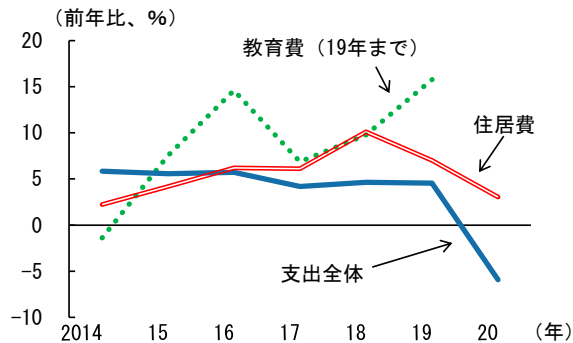
²⁵ 国務院は21年7月20日に発表した「出産政策の最適化と人口の長期的な均衡発展の促進に関する決定」において、これらの出産制約要因を指摘し、大衆の出産観念は既に全体として「産む子を少なくし、優れた子を育てる(少生優育)」に転換していると記述している。

第1-1-12図 都市部住民一人当たり消費支出の住居費、教育費（実質）



(備考) 1. 中国国家統計局より作成。
2. CPIによる実質化は内閣府試算。

第1-1-13図 都市部住民一人当たり消費支出の全体、住居費、教育費の前年比増減率（実質）



(備考) 1. 中国国家統計局より作成。
2. CPIによる実質化は内閣府試算。

こうした状況を踏まえつつ、国家発展改革委員会及び教育部は、学生や家庭の教育支出の負担軽減を目的として、21年9月に義務教育段階の校外学習塾料金の監督管理強化策を発表した（第1-1-14表）。これによると、政府が校外学習塾の料金の基準料金を定め、基準料金から上限10%の範囲でのみ料金の引上げが許容される。なお、従業員給与についても、当該地域の教育産業の都市部非私営企業における就業人員の平均賃金を顕著に上回ることができないこととされた。

この他、大都市を中心に長年上昇が続いてきた住宅価格についても、政府は「住宅は住むものであり、投機の対象ではない」として、上昇傾向に歯止めをかける取組を進めている²⁶。これらの取組が出生率の上昇に効果を生じるものとなるか今後が注目される。

²⁶ 住宅価格の動向と政府の政策対応については、第2章第2節「中国経済」で後述する。

第1-1-14表 「義務教育段階の校外学習塾料金の監督管理強化に関する通知」の概要

1. 政府の指導による価格管理の実施。義務教育段階の校外学習塾の料金は、非営利性機関の料金徴収に属し、法に基づき政府の指導による価格管理を実施する。政府は料金徴収基準と変動幅を定める。各地方の定める変動幅は上限10%を超えてはならず、下限は定めない。校外学習塾は政府の定める基準料金と変動幅の範囲で料金を決定する。
2. 料金徴収基準を科学的に決める。校外学習塾の公益的属性を堅持し、重大な民生の特徴に関係することを十分に考慮し、学生や家庭の教育支出の負担を有効に軽減することを目標として、平均的な学習塾のコストを基礎とし、当地の経済発展水準、学生家庭の負担能力等の要素を統一的に考慮し、合理的に料金徴収基準と変動幅を決める。10人以下、10～35人、35人以上のクラスの三類型に分けて、講義の時間を基準に料金徴収基準を決める。
3. 校外学習塾のコスト調査を強化する。従業員給与、宣伝費等の不合理なコストを厳格に審査し削減する。学習塾従業員の平均賃金水準は正常かつ合理的でなければならず、統計部門が発表する当地の教育産業の都市部非私営企業における就業者の平均賃金よりも顕著に高くなってはならない。
4. 料金徴収に関する情報公開を強化する。各地方は、学習塾が規定に照らしてインターネットサイト、料金徴収場所、アプリ、公開メディア等を通じて、学習塾の内容、学習時間、料金徴収基準、教師の資質等の情報を事前に公開するよう督促する。また、各地方は、学習塾に対し、料金徴収基準等の資料や前年度の収入、コスト等の状況について毎年6月末に当地の教育、発展改革及び市場管理監督部門に報告するよう督促する。
5. 各地方は、2021年末前までに政府の指導による価格管理政策を発表し、料金徴収基準、変動幅及び具体的な実施時期を明確にしなければならない。

(備考) 中国国家発展改革委員会及び教育部資料より作成。

女性のキャリアアップに対する懸念に対しても、就業環境の整備に関する取組を強化しつつある。21年7月に国務院は、産休、授乳休暇等の既存の制度の厳格な実行や、条件を備える地域における両親の育児休暇の試行の支援のほか、育児で離職した女性のための再就職教育に関する公共サービスを提供することや、雇用主が従業員の仕事と家庭の両立に資する措置を講じて育児に資する柔軟な休暇と弾力的な働き方を整えるよう奨励することとし、政府が適時に休暇及び勤務時間に関する現行政策及び規定を修正改善していく方針を打ち出している²⁷。このうち、産休及び育休について、例えば、上海市では21年11月25日に人口及び計画出産条例を改正し、国家规定（女性職工労働保護特別規定）の98日の産休に加えて60日の産休を取得することが可能となったほか²⁸、子どもが満3歳になるまで夫婦それぞれ毎年5日間の育休を取得することができるようになった²⁹。

²⁷ 国務院「出産政策の最適化と人口の長期的な均衡発展の促進に関する決定」を参照。

²⁸ なお、2人目及び3人目の出産時には計188日間の産休取得が可能とされた。

²⁹ 共同富裕モデル区の浙江省でも、上海市と同日に人口及び計画出産条例が改正され、上海市と同内容の産休、育休規定が整備され始めており、各地域に普及する動きをみせている（江蘇省、重慶市、天津市、広東省、福建省等）。

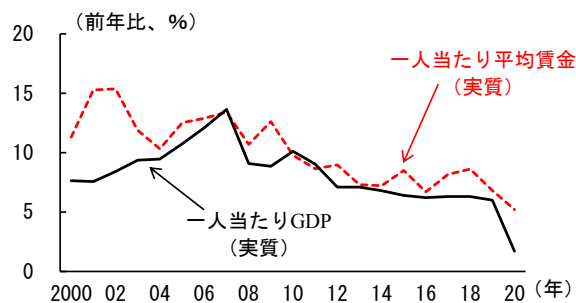
3. 賃金の上昇と労働生産性の動向

(1) 賃金の動向

先にみたように、農村部からの労働供給の伸びはここ10年程度鈍化しており、さらに感染症の影響があるものの、20年には農村部からの出稼ぎ労働者数は初めて減少に転じている。また、中国では、04年頃から沿岸部で労働力不足、とりわけ出稼ぎ労働者不足が起きて、それが全国に広がったとの見方がある³⁰。このような労働需給の変化の結果に加え、08年の「労働契約法」の施行による労働者の権利意識の高まりや、11～15年を対象期間とする「十二次五か年就業促進計画」における年平均13%以上の最低賃金の引上げ率目標の設定といった政策も背景にして、都市部や沿岸部の製造業等に従事する労働者の賃金が上昇し、それにつれて低賃金による労働集約的な産業の比較優位が次第に失われてきたものと考えられる。そこで、ここでは中国の賃金の動向について、国外との比較を含めて考察する。

まず、実質平均賃金の上昇率は、実質GDP成長率をおおむね上回って推移している（第1-1-15図）。また、中国の労働コストについて、国際的な視点で確認すると、ILOの報告書³¹によれば、G20諸国では、08年以降、実質賃金指数が継続的に上昇したのは中国のみであり、中国の実質賃金は08年から19年までの間、2.2倍の伸びとなっている。

第1-1-15図 一人当たり実質GDP成長率と実質賃金上昇率



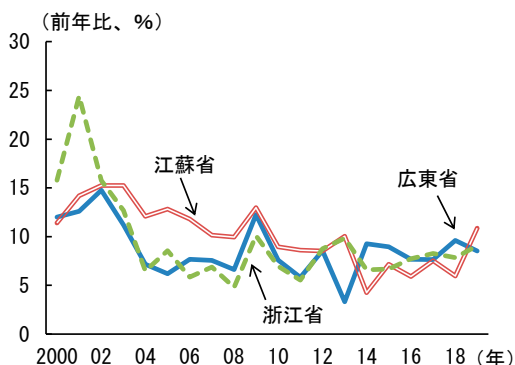
- (備考) 1. 中国国家統計局より作成。
2. 平均賃金は、国有企業、集団所有制企業、株式会社、外資系企業等の都市就業者一人当たりの賃金（郷鎮企業、私営企業、自営業等の就業者は含まれない）。

³⁰ 蔡 (2019)

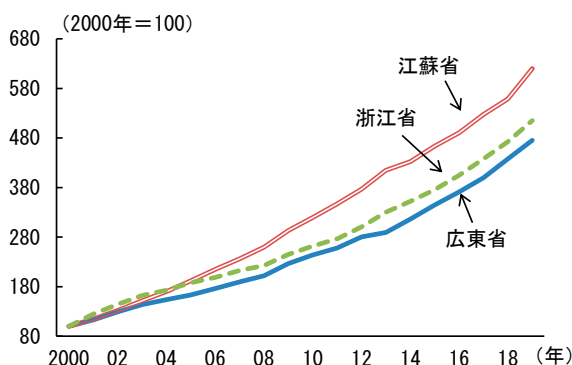
³¹ ILO (2020)

次に、実質賃金上昇率の推移を地域別にみても、日系企業を含め外資企業の進出が比較的多い広東省、江蘇省、浙江省では、10年以降でも前年比9～10%程度の賃金上昇を記録する年が複数年あり、高い伸びが続いてきていることが分かる（第1-1-16図）。指数でも、賃金の伸びは衰えていないことが分かる（第1-1-17図）。

第1-1-16図 広東省等の実質賃金上昇率



第1-1-17図 広東省等の実質賃金

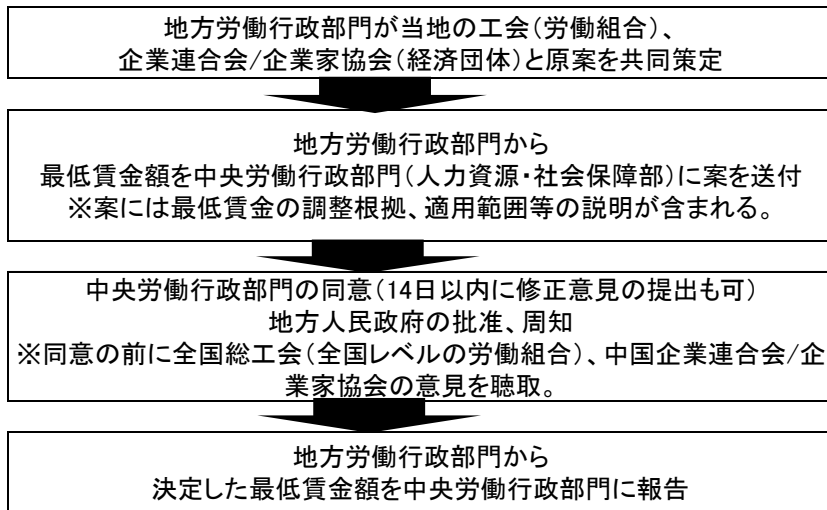


(備考) 1. 中国国家統計局より作成。指数化は内閣府による試算。
 2. 平均賃金は、国有企業、集団所有制企業、株式会社、外資系企業等の都市就業者一人当たりの賃金（郷鎮企業、私営企業、自営業等の就業者は含まれない）。

続いて、非熟練労働者や農村部からの出稼ぎ労働者の賃金上昇の程度をおおまかに把握するため、最低賃金上昇率の動向をみていく。中国の最低賃金制度は、日本と同様に地域別最低賃金を採用しており、また、金額の調整に当たっては、就業者とその家族の最低生活費用、消費者物価指数、平均賃金、経済発展水準等の要素を参考として、原則として少なくとも2年に一度調整されることとされている（第1-1-18図）。

第1-1-18表 最低賃金制度の概要

- ・地域別最低賃金を採用(省内で異なる最低賃金の適用も可能)。
- ・最低賃金額の調整は、以下の六つの要素を参考にして決定。
 - (1) 当地の就業者及びその扶養者数の最低生活費用
 - (2) 都市住民の消費者物価指数
 - (3) 従業員個人納付部分の社会保険料及び住宅積立金
 - (4) 従業員平均賃金、(5) 経済発展水準、(6) 就業状況等
- ・最低賃金額は少なくとも2年に一度調整することが必要。
- ・最低賃金額の決定までの手続



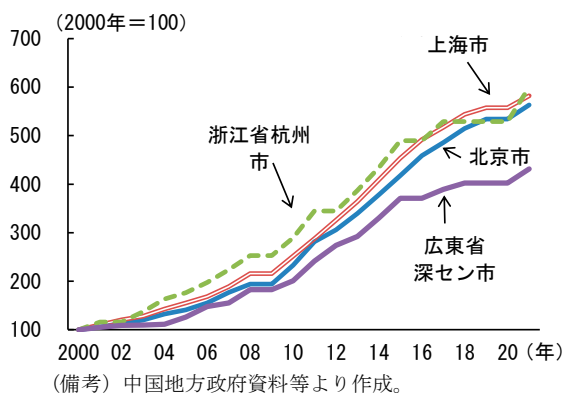
(備考) 中国人的資源・社会保障部資料より作成。

直轄市である北京市及び上海市、そして出稼ぎ労働者が多いとされる広東省(深セン市)及び浙江省(杭州市)の最低賃金の動向をみると、10年前後から16年頃までは、先に述べた労働立法や数値目標を背景に、最低賃金の伸びは一気に高まったが、最近はその伸びが鈍化する傾向にある(第1-1-19図)。また、最低賃金額が中国で最も高い上海市と他地域との差をみると、沿岸部の広東省深セン市は上海市の8割程度だが、下位5省は5~7割程度と低い水準にあり、中国国内ひいては地域内でも賃金水準(労働コスト)のバラつきが大きいことが分かる(第1-1-20図)³²。平均賃金上昇率との比較でみると、例えば上海市では、10~15年にかけて最低賃金の上昇率は平均賃金上昇率を上回って推移したが、数値目標の対象期間(11~15年)の終了とともに、16年以降は大きく下回っ

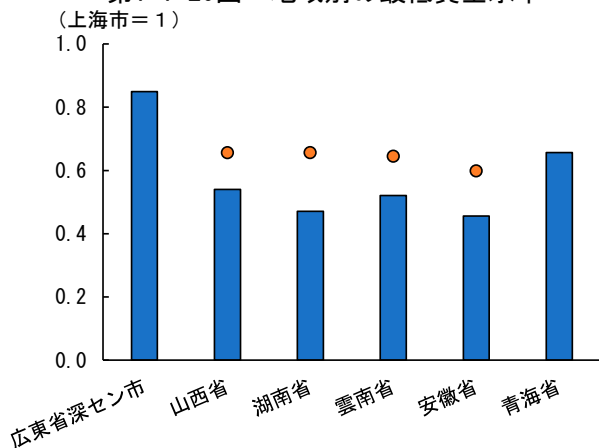
³² 最低賃金額(月当たり)は、山西省1,400~1,700元(約25,000~30,000円)、湖南省1,220~1,700元(約22,000~30,000円)、雲南省1,350~1,670元(約24,000~29,000円)、安徽省1,180~1,550元(約21,000~27,000円)、青海省1,700元(約30,000円)。

て推移している（第1-1-21図）。しかしながら、上海市や杭州市（共同富裕モデル区）そして広東省深セン市でも、21年に最低賃金の引上げ幅を高めており、後述する「共同富裕」との関係でも今後の政策動向が注目される³³。具体的には、「共同富裕」という単語が柱書の中に明記されている「十四次五か年計画」の第四十八章「収入分配構造の最適化」において、「一次分配における労働報酬を高める」ための具体策の第一番目に、「最低賃金基準及び賃金指導ラインの形成システムを完全なものにすること」が挙げられている。

第1-1-19図 主要都市の最低賃金

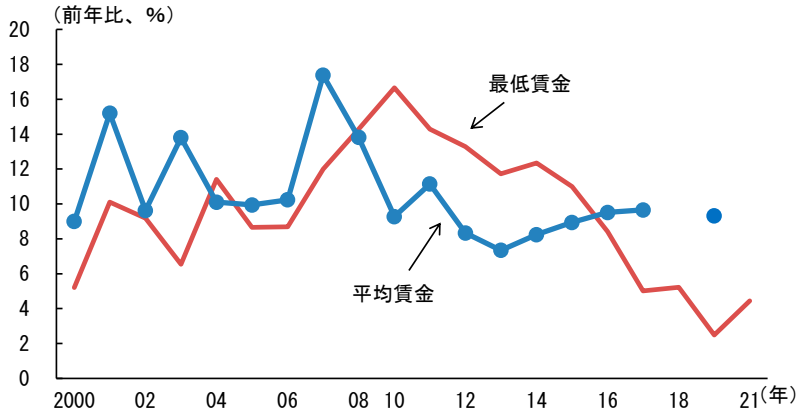


第1-1-20図 地域別の最低賃金水準



³³ 21年の最低賃金額の上昇率及び月額額は、北京市+5.5%（2,320元（約41,000円））、上海市+4.4%（2,590元（約46,000円））、浙江省+13.4%杭州市（2,280元（約40,000円））、広東省広州市9.5%（2,300元（約41,000円））、同深セン市+7.3%（2,360元（約42,000円））となっている。

第1-1-21図 上海市の最低賃金と平均賃金（名目）



- (備考) 1. 上海統計年鑑及び上海市政府資料より作成。
 2. 09年はリーマンショック、20年は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、最低賃金額の引上げがなかったため図からは除いている。
 3. 平均賃金は従業員平均賃金。ただし、18年以降は従業員平均賃金が公表されなくなったため、都市部企業の従業員平均賃金による。

このため、十四次五か年計画で挙げられている賃金指導ラインの動向についても概観する。本制度は、地方政府が企業の生産経営の状況に応じて労働者の賃金のベースアップ基準を上限ライン、基準ライン、下限ラインの3つに分けて示すものであり、労使交渉の目安になるものである（第1-1-22表）。賃金指導ラインは、経済成長率、労働生産性、消費者物価指数等を総合的に考慮して決定される。経営状況が比較的良い企業は基準ライン前後、人件費圧力が比較的大きい企業であっても、支払い能力がある場合は下限ラインを下回ることはできないとされる。

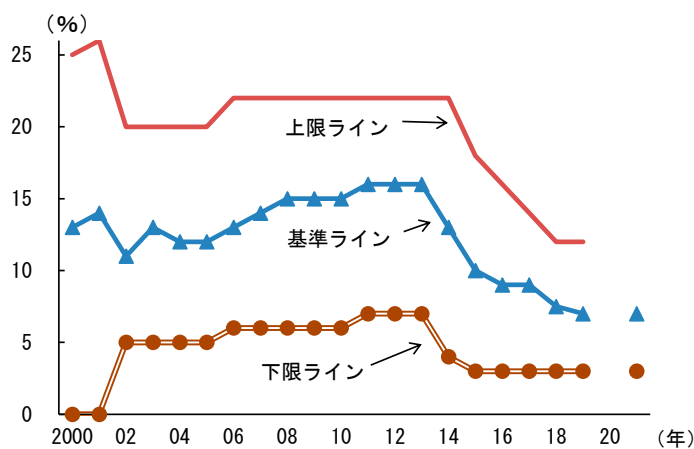
第1-1-22表 賃金指導ライン制度の概要

<ol style="list-style-type: none"> 1. 賃金指導ラインは地方政府により決定され、区域内の各種企業が対象。基準ライン、上限ライン、下限ラインの三類型に分けて賃金上昇率の目安を設定。 2. 国有企業は、政府の発表する賃金指導ラインを厳格に執行し、賃金指導ラインに規定する下限ラインと上限ラインの範囲内で、企業の経営状況に応じて賃金を配分。私営企業や外資系企業等の非国有企業は、決定された賃金指導ラインに依拠して団体交渉を実施して賃金を確定することが必要。 3. 賃金指導ラインは、地域の経済成長率、労働生産性、都市部住民消費者物価指数に主に依拠し、併せて都市部の就業状況、労働市場価格、人的コスト水準及び対外貿易の状況等の関連要素を総合考慮して決定。 4. 地方労働行政部門は、中央労働行政部門に賃金指導ラインの案を送付し審査を受ける。審査後に地方政府が批准し公布。賃金総額使用計画について地方労働行政部門に対し、国有企業は審査を受け、非国有企業は報告。

(備考) 中国人的資源・社会保障部資料より作成。ただし、地域によって運用に差があることに留意。

天津市の賃金指導ラインをみると、上限ラインは15年に20%を下回ってからは低下し21年は設定されなかった。また、基準ラインは7%まで低下している（第1-1-23図）。このため、賃金指導ライン制度の役割は、ここ5年程度で一般労働者の賃金上昇を抑制することから、賃金上昇をサポートしてその低下を防止する効果を期待するという側面が増してきていると思われる。

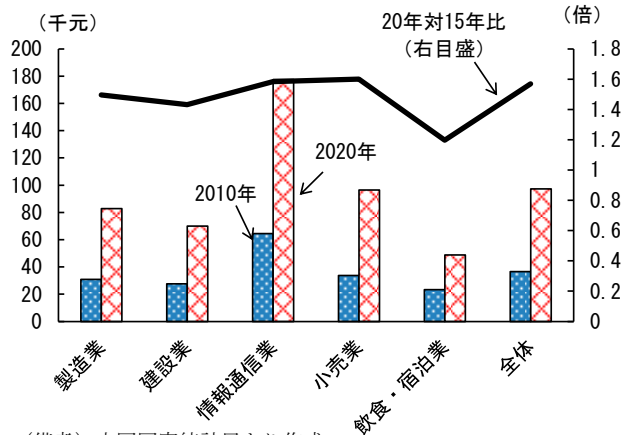
第1-1-23図 天津市の賃金指導ライン



(備考) 1. 中国天津市人的資源・社会保障庁資料等より作成。
2. 下限ラインの0%は賃下げも含む。21年の上限ライン及び20年は未発表。

次に、産業別の名目平均賃金水準をみると、情報通信業が最も高く、製造業は全体平均を下回る水準となっている（第1-1-24図）。15年に「中国製造2025」が作成され、産業の高度化や労働生産性の向上が目標とされているが、製造業は中国国内では依然として低賃金業種に属していることが分かる。これに対し、国務院は十四次五か年就業促進計画の中において、雇用吸収力の高い製造業等の労働集約型産業の発展を支持し、製造業に従事する労働者の賃金水準を高めていく方針を打ち出している。

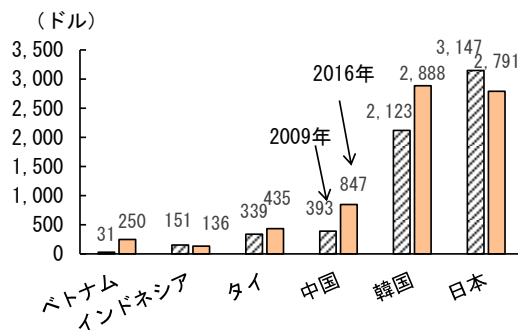
第1-1-24図 主な産業別平均賃金水準及び伸び率（名目）



(備考) 中国国家統計局より作成。

最後に、アジア諸国間の名目賃金水準を比較する。中国では賃金が上昇した結果、ベトナムやインドネシアとの水準の差が拡大している（第1-1-25図）。この結果、ある企業が海外に工場開設を検討する場合には、人件費の面で比較優位をもつ国への進出を優先的に検討すると思われるため、労働集約型産業における中国の競争力は相対的に弱まっていることが示唆される。

第1-1-25図 アジア諸国の賃金水準（名目）

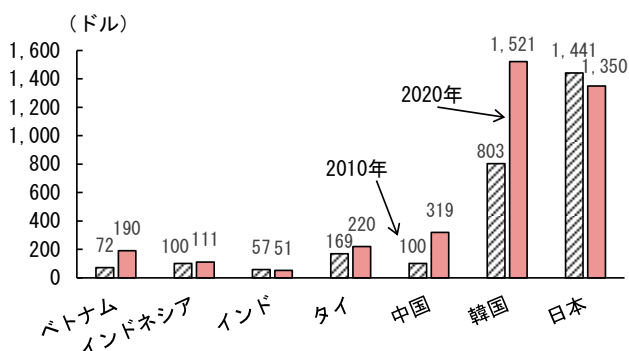


(備考) 1. ILOより作成。
2. インドネシアは2012年及び2015年、タイは2011年及び2017年を使用。

あわせて、非熟練労働者は最低賃金近傍で雇用されていることを想定し、最低賃金水準についても、中国とアジア諸国との間で比較を行う。中国の最低賃金水準は、20年時点では、インドネシア、ベトナムだけでなくタイやインドの水準も上回っていることが

分かる（第1-1-26図）。このように、中国は賃金上昇により、労働集約的な産業での比較優位と国際競争力を徐々に弱めていると考えられる。これに対し、例えば、沿岸部の広東省深セン市では、割増賃金の抑制や最低賃金の調整頻度を下げることなどを内容とする従業員給与支払条例改正案を立案する動きが出ており、工場の中国外移転に歯止めをかけるために賃金抑制に舵をきったのではないかとの報道がみられていたが³⁴、21年12月に最低賃金額が3年ぶりに引き上げられている。「共同富裕」や十四次五か年計画という政府全体の政策の流れとしては、第一次分配における労働報酬比率を高めることを目標としているところでもあり、今後の地方政府を含めた動向に留意する必要がある。

第1-1-26図 アジア諸国の最低賃金水準



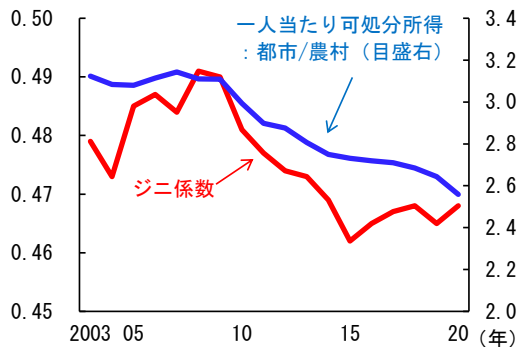
(備考) 1. ILOより作成。
 2. 2010年及び2020年の最低賃金。2020年のデータがないインドは2013年、インドネシア及びタイは2019年のデータを使用。

(2) 最近の所得政策の動向

中国は、これまでの五か年計画において、最低賃金の積極的な引上げ等の格差是正策に取り組んできたが依然として課題が残されている。例えば、中国政府の統計によれば、所得格差をみるとジニ係数は09年から15年にかけて低下したものの、16年から18年にかけて再び上昇傾向にあり、社会が不安定になるとされる0.4を依然として上回っており、改善しているとは言い難い（第1-1-27図）。なお、都市と農村の所得比率は、10年前後から低下傾向にあることを踏まえると、都市と農村間の所得格差は縮小傾向にあるが、都市内等の地域内での格差が相対的に大きな課題になっていると推測される。

³⁴ 広東省総工会資料、JETROビジネス短信（21年6月7日）、21年6月28日付け日経新聞電子版等を参照。なお、本条例改正案については、21年7月19日から8月2日までの間に広東省政府によるパブリックコメントが実施されたが、そこでは割増賃金の抑制（裁量労働制での法定休日出勤に対する300%の割増賃金を廃止）や最低賃金の調整頻度を2年から3年に下げる規定は掲載されておらず、今後どのような形で成案になるのかは明らかになっていない。

第1-1-27図 ジニ係数及び都市・農村所得格差の推移



(備考) 中国国家统计局より作成。

こうした状況の中で、十四次五か年計画において、小康社会の次の中長期目標として掲げられたのが「共同富裕」の実現である。「共同富裕」という言葉は、十四次五か年計画の中にも複数回使用されており、各論部分では、「浙江省の質の高い発展と共同富裕モデル区の建設」、「共同富裕促進行動綱要の制定による地区・都市農村・収入格差の自覚的かつ主体的な縮小」、「低所得層の所得上昇と中所得層の拡大を継続的に実施し、共同富裕をさらに積極的に促進」の3か所にみられることから、格差是正策を念頭に置いた概念と整理されよう。その後、21年10月15日付けの習近平総書記の「共同富裕の着実な推進（扎实推动共同富裕）」と題された論文（習近平論文）により、「共同富裕」の考え方がさらに明確化されている（第1-1-28表）³⁵。これによれば、「共同富裕」の推進とは、住民の所得・消費水準格差縮小を主たる目標とし、そのために、勤労、イノベーション、教育を通じた「質の高い発展」による都市部・農村部の住民の所得引上げ、人的資本の向上、全要素生産性(TFP)の向上を進めていくものだと考えられる。具体的には、所得、税制、社会保障等の分配に関する制度調整³⁶、高等教育の充実、技能人材の育成強化、農村部からの出稼ぎ労働者の就業安定、そして末端の第一線の公務員及び国有企業等の末端従業員の賃上げ等の政策手段による中所得層の拡大を進め、低所得層の所得を増やすことを目的としていることが分かる。

³⁵ 21年8月17日の中国共産党中央財經委員会における習近平総書記の講話の一部として、共産党機関誌『求是』で公表されたもの。

³⁶ 第一次分配は労働の対価としての賃金等による分配、第二次分配は税制、社会保障による分配、第三次分配は慈善事業や寄付等を指すと考えられている。

第1-1-28表 共同富裕の考え方と中所得層拡大関連の取組方針の概要

1.	(目標) (1) 2025年までに共同富裕に向けて歩み出し、 <u>所得・消費水準格差を徐々に縮小</u> 。 (2) 2035年まで：共同富裕の実質的進展を顕著にし、 <u>基本的公共サービスの均等化を実現</u> 。 (3) <u>今世紀半ばまで：共同富裕を基本的に実現し、所得・消費水準格差を合理的範囲に縮小</u> 。
2.	(共同富裕と質の高い発展の関係) ・質の高い発展には質の高い労働者が必要であり、 <u>共同富裕を促進し、都市部・農村部の住民の所得を引き上げ、人的資本を向上させてこそ、全要素生産性(TFP)を向上させ、質の高い発展の原動力・基礎を強化できる</u> 。
3.	(共同富裕推進の原則) ・ <u>勤労、イノベーションにより富を成すことを奨励する。質の高い発展の推進を第一に据え、人民の教育水準を高め、発展能力を強化し、より普遍的で公平な条件を整え、社会全体の人的資本・専門技能を高め、就業・創業能力を高め、富を成す能力を高めねばならない</u> 。 ・非公有制経済人の健全な成長を促進せねばならない。一部の人の「先富」を許容し、同時に「先富」が「後富」を導き支援することを強調し、 <u>勤労・合法経営・果敢に起業して富を成す先導者を重点的に奨励せねばならない</u> 。富を成すための裏口を設置してはならず、 <u>法規違反は法に基づき処理せねばならない</u> 。 ・高過ぎる目標を掲げて過度な保障を行うことはできない。「福祉主義」で怠け者を育てるという陥穽に陥ることを断固防止する。 ・段階的なアプローチを堅持する。共同富裕は長期的目標である。 <u>浙江共同富裕モデル区建設に注力し、各地の実情に合わせた有効なルートを模索し、経験を総括し、徐々に推し広げていく</u> 。
4.	(共同富裕の総合的な考え方) ・ <u>質の高い発展の中で共同富裕を促進し、効率と公平の関係を正確に処理し、一次分配・再分配・三次分配の調和のとれた基礎的的制度を構築し、税制・社会保障・移転支出等の調整力を強化し、かつ的確性を高め、中所得層の比重を拡大し、低所得層の所得を増やし、高所得を合理的に調整し、不法所得を取り締まり、中間が大きく両端が小さいオリープ型の分配構造を形成し、社会の公正・正義を促進し、人の全面的発展を促進して、人民全体を共同富裕の目標に向かって着実に邁進させねばならない</u> 。
5.	(中所得層の規模の拡大) ・ <u>中所得層の規模の拡大に注力する</u> 。重点を掴み、的確な施策で、より多くの低所得層が中所得層に組み込まれるよう推進せねばならない。大卒者は中所得層に入るための重点であり、 <u>高等教育の質を高め、専門知識を身につけ、能力を発揮し、社会発展の需要への迅速な適応を支援せねばならない</u> 。技術労働者も中所得層の重要な構成部分であり、 <u>技能人材の育成を強化し、技術労働者の賃金待遇を高め、より多くの高素質人材を技術労働者チームに吸収せねばならない</u> 。中小企業経営者と個人事業主は、創業で富を成す重要グループであり、 <u>ビジネス環境を改善し、税・コスト負担を軽減し、より多くの市場化された金融サービスを提供し、経営の安定、増収の持続を支援せねばならない</u> 。 <u>都市流入農民工は中所得層の重要な源であり、戸籍制度改革を深め、農業転移人口の子女教育等の問題を解決し、安心して都市に流入させ、就業を安定させねばならない</u> 。 <u>公務員、特に末端の第一線の公務員及び国有企業・事業単位の末端従業員の賃金・待遇を適切に引き上げねばならない</u> 。 <u>都市・農村住民の住宅・農村の土地・金融資産等の各種の財産性所得を増加させねばならない</u> 。

(備考) 1. 求是網資料より作成。

2. 習近平総書記の21年10月15日公表の「求是」掲載論文「共同富裕を着実に推進」を要約。

次に、共同富裕のモデル区に指定された浙江省の取組方針³⁷をみると、住民一人当たりの可処分所得を25年までに7.5万元（約127.2万円）に引き上げることや³⁸、住民所得倍増十年計画の実施等を盛り込んでおり、所得格差の縮小に焦点を当てていることが分かる（第1-1-29表）。なお、中国共産党中央及び国務院は、21年5月20日に「浙江省の質の高い発展と共同富裕モデル区建設支援に関する意見」を決定し、浙江省の取組を積

³⁷ 21年7月19日付け浙江省人民政府「浙江の質の高い発展と共同富裕モデル区建設実施方案（21～25年）」を指す。

³⁸ なお、浙江省の20年の住民一人当たり可処分所得は5.2万元（約88.9万円）であり、この目標達成のためには、年平均約7.44%（内閣府試算）の上昇率が必要になる。

極的に後押ししていく姿勢を示している。

これらの方針の下での「共同富裕」関連施策の具体化や効果分析は今後の課題になるが、中所得層の拡大により、個人消費が経済をけん引する消費主導型の経済への移行が一層進むとともに、社会の安定につながる事が期待される。他方で、現在進められている、不動産・IT・教育産業への規制の強化、不動産税の試験導入等は、短期的には中国経済の景気の下押し圧力にもなり得る可能性があるものであり、注視が必要である³⁹。

第1-1-29表 浙江省の共同富裕モデルの概要（主な所得関連政策）

<p>1. 2025年までの発展目標</p> <ul style="list-style-type: none">・中所得層を主体としたオリーブ型社会構造を基本的に形成し、地区、都市と農村及び所得格差の持続的な縮小に向けて努力する。・住民一人当たり可処分所得を7.5万元、GDPに占める労働報酬の割合を50%超とし、一人当たり可処分所得対一人当たりGDP比を継続的に高める。・都市と農村の発展格差、都市と農村の住民所得及び生活水準の格差を顕著に縮小させ、常住人口の都市化率を75%に引き上げ、都市と農村住民の収入差を1.9倍以内に縮小させ、区市の一人当たり可処分所得の最高額と最低額の差を1.55倍以内とする。・乳児幼児保育サービス体系を更に完全なものにし、1,000人当たり4.5か所の乳幼児保育施設を実現する。質の高い教育体系を基本的に構築完成させ、教育の主要発展指標を国際的にも国内的にも先進水準に到達させ、高等教育の粗入学率を70%以上、児童の将来平均教育年数を15.5年とし、生産年齢人口の平均教育年数は全国平均を超える水準にする。労働報酬と労働生産性の上昇を基本的に同じ程度とし、技能人材の従業員比率を35%に大幅増加させる。 <p>2. 住民所得及び中所得層倍増計画を実施し、所得分配制度改革の模範を率先して示していく。</p> <p>○中所得層規模の倍増</p> <ul style="list-style-type: none">・人的資源の投入を拡大し、<u>技能人材、科研人員、小規模起業家、質の高い農民等の重点階層の潜在的な増収能力を刺激して、更に多くの普通労働者が自分自身の努力で中所得層になれるようにする。</u>・<u>中所得家庭の教育、医療、高齢者、保育、住宅等の支出圧力を多くの措置により軽減する。</u>・個人所得及び財産情報ネットワークを創設し完全なものにし、<u>法に基づく合法的な収入を保護し、高収入を合理的に調節し、非法な収入を取り締まる。</u> <p>○質の高い就業の更なる加速</p> <ul style="list-style-type: none">・質の高い就業を質の高い発展の基本的方向とし、<u>就業を拡大し、就業の質を高めて、都市部新規増加就業者数の累計500万人に全力で取り組み、都市部失業率を5.5%以下にコントロールする。</u>・調和のとれた労働関係試験区の構築を推進し、公平な就業環境を建設創造し、戸籍、地域、身分、性別等の就業への制度的な障害を取り除き、派遣労働者の労務管理を規範化し、「浙江省賃金未払いゼロ」を継続的に推進し、労働時間や休憩・休暇制度を完成させ着実なものにする。 <p>○住民所得十年倍増計画の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>賃金の合理的な上昇システムを健全にし、企業給与調査や賃金指導情報発表制度を完全なものとし、企業が質の向上を通じて従業員の増収余地を効果的に切り開くことを奨励し、最低賃金基準及び経済成長を完全なものとし、賃金団体交渉を積極的かつ適切に推進する。</u>・<u>都市と農村住民の財産性所得のルートを全面的に広げ、財産管理産業を規範化し発展させ、民衆に金融商品の価値や収益の増加を享受させ、企業の従業員へのストックオプションの実施又は計画を支持し、上場企業の現金配当比率の引上げを奨励する。</u>

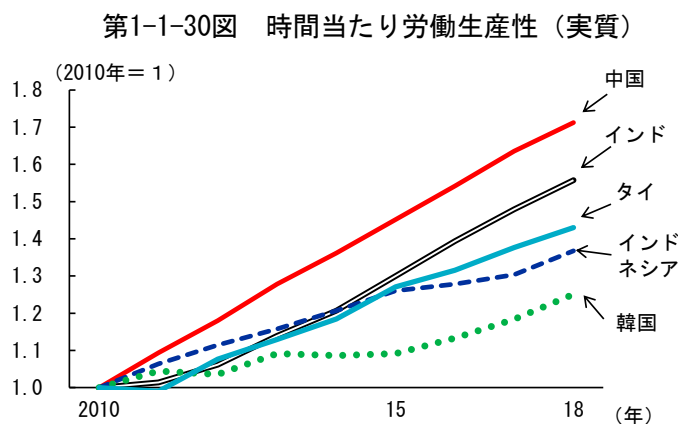
（備考）浙江省政府資料より作成。

³⁹ 「共同富裕」関連政策として、このほかにも、寄付等による高所得者や企業等による富の移転（第三次分配）がある。例えば、アリババグループは21年9月に1,000億元（約1.7兆円）を拠出した共同富裕発展基金を設立する計画を発表している。また、プラットフォーム企業への「データ税」（データ取引による収益に対する課税）の導入検討についても報じられている（21年11月22日付け日本経済新聞）。

(3) 労働生産性の動向

賃金の変化との関係で重要な労働生産性の各種政策の中における位置付けをみると、十四次五か年計画では、GDP成長率を上回る就業者一人当たり労働生産性上昇率の達成目標が盛り込まれている。中国政府ホームページに掲載されている十四次五か年計画のエコノミストの解説（劉世錦全国政治協商会議委員、中国発展研究基金会副理事長）では、長期的に最も重要なのは労働生産性とTFPであるとしている。また、先述の習近平論文では、「質の高い発展には質の高い労働者が必要であり、共同富裕を促進し、都市部及び農村部の住民の所得を引き上げ、人的資本を向上させてこそ、TFPを向上させ、質の高い発展の原動力・基礎を強化できる」と言及されている。このように労働生産性の向上は「質の高い成長」の実現に当たっての重要政策課題となっていると整理できる。この背景には、既に検討したとおり、労働供給の減少と賃金上昇が進んだことを受けて、中国が技術集約・資本集約的産業における新たな比較優位の獲得を目指していることが指摘できる。

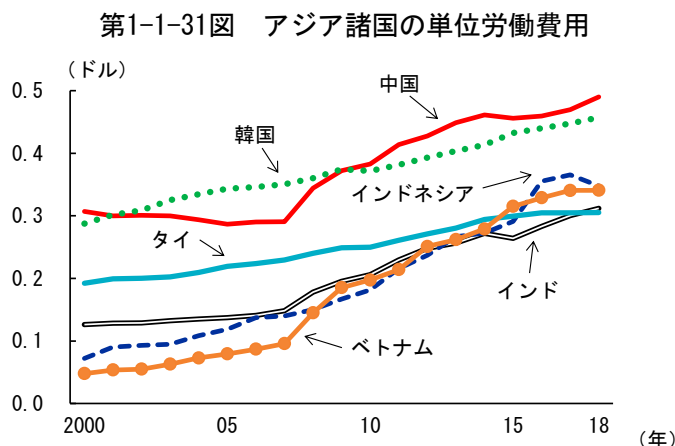
その上で、労働生産性の動向について水準をみると、まず、中国の時間当たり労働生産性は、18年時点で10年の約1.7倍になっており、他のアジアの中所得国と比較して高い伸びとなっている（第1-1-30図）。



(備考) 1. APO Productivity Database2020より作成。
2. PPPベース実質GDP（17年基準）を用いて算出。

ただし、労働生産性に比べて労働コストが高い場合、国際競争力の観点からは不利になることに注意する必要がある。そこでアジア諸国の単位労働費用（物やサービスを1単位産み出すのに必要な労働コスト）の動向をみると、10年に中国は韓国を上回り、国

実際的にみて賃金等の労働コストが高まっていることが示唆される（第1-1-31図）。なお、他のアジア諸国の単位労働費用も上昇傾向にあり、インド、インドネシア、ベトナムは中国との間に差はあるものの、タイを上回っていることが分かる。



- (備考) 1. APO Productivity Database2020より作成。
 2. 各年の為替レートはIMFより入手し、各国通貨を米ドル換算。
 3. 単位労働費用 (ULC) = 名目雇用者報酬/実質国内総生産として計算。実質GDPは18年価格。

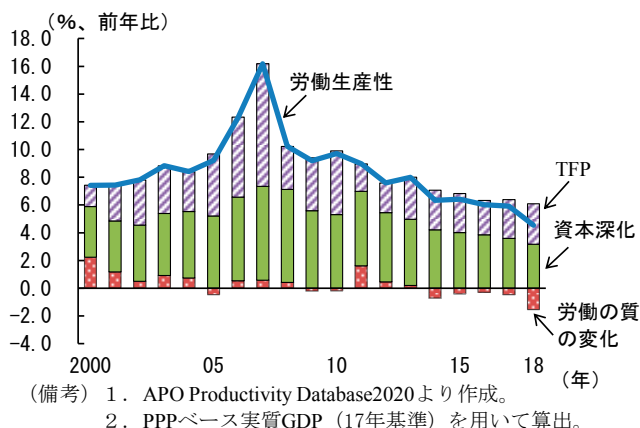
また、中国の労働生産性を前年比の上昇率をみていくと、2000年代後半から低下傾向にある。これを要因分解すれば、労働の質の変化（労働時間当たり労働投入量）は14年以降マイナス寄与で推移しており、資本深化（労働時間当たり資本投入量）及びTFPが労働生産性の上昇を支える構図に変化している（第1-1-32図）⁴⁰。このうち、資本蓄積により限界生産性が逡減していく中では、今後はTFPを一層高めていくことが課題となる。また、「中国製造2025」で上昇率目標が設定⁴¹されている製造業の労働生産性については、全体の労働生産性が低下傾向にあるのに対し、13年から全体を上回りその後も高い伸びで推移している（第1-1-33図）。労働供給に制約がある中で、更なる経済成長を実現するためには、労働生産性の上昇が不可欠となる。他のアジア諸国との比較や製造業の労働生産性の推移を踏まえると中国では労働生産性の向上という課題について一定の成果が出つつあると考えられるが、TFPの上昇を前提とした資本装備率の引上げに加えて教育訓練等による人材育成の強化、そして、イノベーションや技術革新を促進し

⁴⁰ APO Productivity Databookでは、「資本深化」は労働時間当たり資本投入量として、「労働の質の変化」は労働時間当たり質調整済の労働投入量として測定されている。

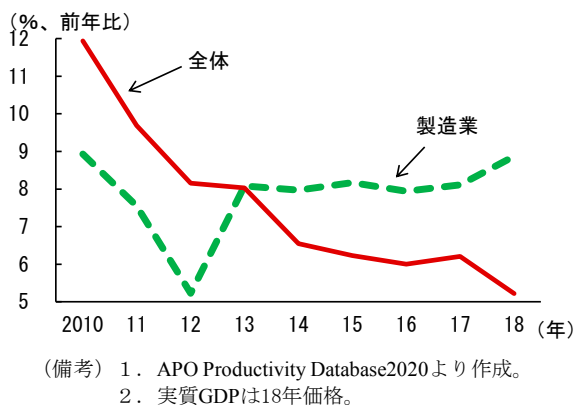
⁴¹ 「中国製造2025」では、製造業一人当たり労働生産性上昇率として、16～20年は年平均7.5%前後、21～25年は年平均6.5%前後の目標を設定している。

ていくことが鍵となるといえよう。

第1-1-32図 時間当たり労働生産性上昇率（実質）の要因分解



第1-1-33図 製造業の就業者一人当たり労働生産性上昇率（実質）



4. 産業構造の高度化

(1) 中所得国の罠の回避

既述のとおり中国は十四次五か年計画において、「2035年までに一人当たりGDPを中等先進国の水準にすることを旨とする」との中長期目標を設定した。世界銀行の21年の所得分類によれば、中国は10年から高位中所得国に分類されるようになり、一人当たり